

西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程及び西宮市教育
委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定の件

西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程及び西宮市教育委員会文書
取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 1 5 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重 松 司 郎

西宮市教育委員会訓令第 号

西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程及び西宮市教育
委員会文書取扱規程の一部を改正する規程

(西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程の一部改正)

第 1 条 西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程（昭和 6 3 年度西宮
市教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「庶務担当課及び教育総務課が教育企画課」を「庶務担当課が
教育総務課」に改める。

(西宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第 2 条 西宮市教育委員会文書取扱規程（平成 1 5 年西宮市教育委員会訓令第
6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 1 項中「教育企画課長」を「教育総務課長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 1 0 条関係）

事務局

課名	課名記号
教育総務課	教総

教育人事課	教人
教育職員課	教職
学校管理課	学管
学校給食課	学給
地域学校協働課	地協
青少年育成課	青育
学事課	学事
学校改革課	学改
学校教育課	学教
学校保健安全課	学保安
特別支援教育課	特支

教育機関

課名	課名記号
教育研修課	教研

付 則

この規程は、令和5年4月1日から実施する。

(参考)

○提案理由

組織改正に伴う所要の改正を行うため。

西宮市教育委員会事務局処務規則

改 正 案	現 行																																						
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部等</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">教育総括室</td> <td>教育総務課</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">削除</td> </tr> <tr> <td>教育人事課</td> </tr> <tr> <td>教育職員課</td> </tr> <tr> <td>学校管理課</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">削除</td> </tr> <tr> <td>学校給食課</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">学校支援部</td> <td>地域学校協働課</td> </tr> <tr> <td>青少年育成課</td> </tr> <tr> <td>学事課</td> </tr> <tr> <td>学校改革課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校教育部</td> <td>学校教育課</td> </tr> <tr> <td>学校保健安全課</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(総括課)</p> <p>第5条 教育委員会における<u>企画及び調整、予算、決算</u>、予算経理、その他庶務<u>並びに</u>教育委員会内の連絡調整（以下「総括事務」という。）を総括して行う課（以下「総括課」という。）</p>	部等	課	教育総括室	教育総務課	削除	教育人事課	教育職員課	学校管理課	削除	学校給食課	学校支援部	地域学校協働課	青少年育成課	学事課	学校改革課	学校教育部	学校教育課	学校保健安全課	特別支援教育課	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部等</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">教育総括室</td> <td>教育総務課</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">教育企画課</td> </tr> <tr> <td>教育人事課</td> </tr> <tr> <td>教育職員課</td> </tr> <tr> <td>学校管理課</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">学校施設計画課</td> </tr> <tr> <td>学校給食課</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">学校支援部</td> <td>地域学校協働課</td> </tr> <tr> <td>青少年育成課</td> </tr> <tr> <td>学事課</td> </tr> <tr> <td>学校改革課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校教育部</td> <td>学校教育課</td> </tr> <tr> <td>学校保健安全課</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(総括課)</p> <p>第5条 教育委員会における<u>総合的調整</u>、予算経理、その他庶務<u>及び</u>教育委員会内の連絡調整（以下「総括事務」という。）を総括して行う課（以下「総括課」という。）を置く。</p>	部等	課	教育総括室	教育総務課	教育企画課	教育人事課	教育職員課	学校管理課	学校施設計画課	学校給食課	学校支援部	地域学校協働課	青少年育成課	学事課	学校改革課	学校教育部	学校教育課	学校保健安全課	特別支援教育課
部等	課																																						
教育総括室	教育総務課																																						
	削除																																						
	教育人事課																																						
	教育職員課																																						
	学校管理課																																						
	削除																																						
	学校給食課																																						
学校支援部	地域学校協働課																																						
	青少年育成課																																						
	学事課																																						
	学校改革課																																						
学校教育部	学校教育課																																						
	学校保健安全課																																						
	特別支援教育課																																						
部等	課																																						
教育総括室	教育総務課																																						
	教育企画課																																						
	教育人事課																																						
	教育職員課																																						
	学校管理課																																						
	学校施設計画課																																						
	学校給食課																																						
学校支援部	地域学校協働課																																						
	青少年育成課																																						
	学事課																																						
	学校改革課																																						
学校教育部	学校教育課																																						
	学校保健安全課																																						
	特別支援教育課																																						

を置く。

2 前項の総括課は、教育総務課とする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる事務については、左欄の課において行うものとする。

課	事務
教育人事課	教育人事課における予算経理及びその他庶務
学校管理課	学校管理課における予算経理及びその他庶務
削除	削除
学校給食課	学校給食課における予算経理及びその他庶務
地域学校協働課	地域学校協働課における予算経理及びその他庶務
青少年育成課	青少年育成課における予算経理及びその他庶務
学事課	学事課における予算経理及びその他庶務
学校改革課	学校改革課における予算経理及びその他庶務
学校教育課	学校教育課における予算経理及びその他庶務
学校健康安全課	学校健康安全課における予算経理及びその他庶務
特別支援教育課	特別支援教育課における予算経理及びその他庶務
教育研修課	教育研修課における予算経理及びその他庶務並びに総合教育センター内の総合的調整

(略)

(教育総括室)

第12条 教育総括室に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。

2 教育総務課

(1) 教育委員会の会議に関すること。

(2) 秘書及び渉外に関すること。

2 前項の総括課は、教育総務課とする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる事務については、左欄の課において行うものとする。

課	事務
教育人事課	教育人事課における予算経理及びその他庶務
学校管理課	学校管理課における予算経理及びその他庶務
学校施設計画課	学校施設計画課における予算経理及びその他庶務
学校給食課	学校給食課における予算経理及びその他庶務
地域学校協働課	地域学校協働課における予算経理及びその他庶務
青少年育成課	青少年育成課における予算経理及びその他庶務
学事課	学事課における予算経理及びその他庶務
学校改革課	学校改革課における予算経理及びその他庶務
学校教育課	学校教育課における予算経理及びその他庶務
学校健康安全課	学校健康安全課における予算経理及びその他庶務
特別支援教育課	特別支援教育課における予算経理及びその他庶務
教育研修課	教育研修課における予算経理及びその他庶務並びに総合教育センター内の総合的調整

(略)

(教育総括室)

第12条 教育総括室に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。

2 教育総務課

新設

(1) 秘書及び渉外に関すること。

- (3) 儀式及び表彰に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (4) 教育委員会における事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (5) 組織管理に関すること。
- (6) 規則等の審査及び公告式に関すること。
- (7) 文書（帳票を含む。）及び公印に関すること。
- (8) 学校基本調査及び他の部課の所管に属さない調査統計並びに年報に関すること。
- (9) 教育行政に係る広報の企画、推進及び報道機関との連絡調整等に関すること。
- (10) 教育行政相談に関すること。
- (11) 議会との連絡調整（請願及び陳情の総括を含む。）に関すること。
- (12) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (13) 車両の管理に関すること。
- (14) 総括事務（第5条第3項に掲げるものを除く。）に関すること。
- (15) 教育行政に係る重要事業の進捗管理に関すること。
- (16) 他の部課の所管に属さない事務に関すること。

削除

3 教育人事課

- (1) 事務局及び教育機関の職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること（教育職員課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 事務局及び教育機関の職員の給与その他の勤務条件、福利厚生及び公務災害補償に関すること。
- (3) 給与、報酬（他課に属するものを除く。）及び旅費（学校園配分旅費に限る。）に係る予算の編成及び予算経理に関すること。

- (2) 儀式及び表彰に関すること（他課に属するものを除く。）。

新設

- (3) 組織管理その他事務管理に関すること。
- (4) 規則等の審査及び公告式に関すること。
- (5) 文書（帳票を含む。）及び公印に関すること。
- (6) 学校基本調査及び他の部課の所管に属さない調査統計並びに年報に関すること。
- #### 新設
- (7) 教育行政相談に関すること。
- (8) 議会との連絡調整（請願及び陳情の総括を含む。）に関すること。
- (9) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (10) 車両の管理に関すること。
- (11) 総括事務（第5条第3項に掲げるものを除く。）に関すること。
- #### 新設
- (12) 他の部課の所管に属さない事務に関すること。

3 教育企画課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育行政に係る広報の企画、推進及び報道機関との連絡調整等に関すること。
- (3) 教育行政の総合的企画、調整及び調査研究に関すること。
- (4) 教育行政に係る重要事業の進捗管理に関すること。
- (5) 教育委員会の所管する予算及び決算に関すること。
- (6) 教育委員会における事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

4 教育人事課

- (1) 事務局及び教育機関の職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること（教育職員課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 事務局及び教育機関の職員の給与その他の勤務条件、福利厚生及び公務災害補償に関すること。
- (3) 給与、報酬（他課に属するものを除く。）及び旅費（学校園配分旅費に限る。）に係る予算の編成及び予算経理に関すること。

- (4) 職員団体に関すること。
- (5) 事務局及び教育機関の職員の研修（他課及び総合教育センターの所管に属するものを除く。）及び人材養成計画に関すること。
- (6) 一般職及び特別職の職員の定数管理に関すること。
- (7) 特別職の職員の任免（選考を除く。）、報酬その他勤務条件の総合的調整に関すること。
- (8) 防火管理者の資格取得に係る事務に関すること。

4 教育職員課

- (1) 学校園に勤務する教育職員（県費負担事務職員及び学校栄養職員を含む。）の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- (2) 教育職員の免許状に関すること。
- (3) 教育職員の給与制度の調査研究及び改善に関すること。
- (4) 学校園の組織に関すること。
- (5) 校務改善の推進に関すること。

5 学校管理課

- (1) 学校管理課における予算経理及びその他庶務に関すること。
- (2) 学校管理運営事務、学校運営費標準及び設備基準に関すること。
- (3) 学校園における物品出納事務及び財務会計事務に関すること。
- (4) 学校施設の維持管理（土木局営繕部学校施設保全課の所管に属するもの及び学校長が実施決定するものを除く。）に関すること。
- (5) 教育財産（動産及び他課に属するものを除く。）の管理に関すること。
- (6) 学校施設の用地に係る権利関係その他の実態調査及び確認に関すること。
- (7) 学校施設の目的外使用に関すること。

削除

- (8) 学校園の消防計画に係る指導助言及び連絡調整並びに防火管理者の選任及び解任の届出手続に関すること。

(9) 学校施設の整備に係る計画策定及び事業推進に関すること（他課に属するものを除く。）。

(10) 学校施設に係る国及び県支出金に関すること。

- (4) 職員団体に関すること。
- (5) 事務局及び教育機関の職員の研修（他課及び総合教育センターの所管に属するものを除く。）及び人材養成計画に関すること。
- (6) 一般職及び特別職の職員の定数管理に関すること。
- (7) 特別職の職員の任免（選考を除く。）、報酬その他勤務条件の総合的調整に関すること。
- (8) 防火管理者の資格取得に係る事務に関すること。

5 教育職員課

- (1) 学校園に勤務する教育職員（県費負担事務職員及び学校栄養職員を含む。）の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- (2) 教育職員の免許状に関すること。
- (3) 教育職員の給与制度の調査研究及び改善に関すること。
- (4) 学校園の組織に関すること。
- (5) 校務改善の推進に関すること。

6 学校管理課

- (1) 学校管理課における予算経理及びその他庶務に関すること。
- (2) 学校管理運営事務、学校運営費標準及び設備基準に関すること。
- (3) 学校園における物品出納事務及び財務会計事務に関すること。
- (4) 学校施設の維持管理（土木局営繕部学校施設保全課の所管に属するもの及び学校長が実施決定するものを除く。）に関すること。
- (5) 教育財産（動産及び他課に属するものを除く。）の管理に関すること。
- (6) 学校施設の用地に係る権利関係その他の実態調査及び確認に関すること。
- (7) 学校施設の目的外使用に関すること。
- (8) 学校体育施設開放事業に関すること。

- (9) 学校園の消防計画に係る指導助言及び連絡調整並びに防火管理者の選任及び解任の届出手続に関すること。

新設

新設

(1 1) 学校施設の実態調査及び施設台帳の整備に関すること。

(1 2) 開発事業等におけるまちづくりに関する条例(平成11年西宮市条例第74号)に基づく協議に関すること。

(1 3) 学校施設の標準設計に関すること。

削除

6 学校給食課

- (1) 学校給食課における予算経理及びその他庶務に関すること。
- (2) 学校給食計画の立案及び調査研究に関すること。
- (3) 学校給食審議会に関すること。
- (4) 学校給食の指導助言、研修及び献立作成に関すること。
- (5) 学校給食の安全衛生管理に関すること。
- (6) 学校給食の広報及び統計に関すること。
- (7) 学校給食関係機器及び設備に関すること。
- (8) 学校給食における食育に関すること。
- (9) 学校給食事業場安全衛生委員会の庶務に関すること。
- (10) 学校給食物資の調達・配送に関すること。
- (11) 学校給食費の徴収に関すること。
- (12) 学校給食費の滞納整理に関すること。

新設

新設

新設

7 学校施設計画課

(1) 学校施設計画課における予算経理及びその他庶務に関すること。

(2) 学校施設の調査研究及び総合的調整に関すること。

(3) 学校施設用地の選定に関すること。

(4) 学校施設の整備に係る計画策定及び事業推進に関すること(他課に属するものを除く)。

(5) 学校施設に係る国及び県支出金に関すること。

(6) 学校施設の実態調査及び施設台帳の整備に関すること。

(7) 開発事業等におけるまちづくりに関する条例(平成11年西宮市条例第74号)に基づく協議に関すること。

(8) 学校施設の標準設計に関すること。

8 学校給食課

- (1) 学校給食課における予算経理及びその他庶務に関すること。
- (2) 学校給食計画の立案及び調査研究に関すること。
- (3) 学校給食審議会に関すること。
- (4) 学校給食の指導助言、研修及び献立作成に関すること。
- (5) 学校給食の安全衛生管理に関すること。
- (6) 学校給食の広報及び統計に関すること。
- (7) 学校給食関係機器及び設備に関すること。
- (8) 学校給食における食育に関すること。
- (9) 学校給食事業場安全衛生委員会の庶務に関すること。
- (10) 学校給食物資の調達・配送に関すること。
- (11) 学校給食費の徴収に関すること。
- (12) 学校給食費の滞納整理に関すること。

(13) 学校給食費等徴収システムの環境維持及び管理に関すること。

(14) 学校給食献立作成アレルゲンシステムに関すること。

(学校支援部)

第13条 学校支援部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。

2 地域学校協働課

(1) 地域学校協働課における予算経理及びその他庶務に関すること。

(2) 地域学校協働活動の推進に関すること。

(3) 学校運営協議会制度に関すること。

(4) 家庭教育に関すること。

(5) P T Aに関すること。

(6) ユネスコ協会に関すること。

(7) 放課後事業に関すること。

(8) 放課後関連事業の一体的な推進に係る企画及び調整に関すること。

(9) 留守家庭児童育成センター事業と放課後事業の一体的な管理及び運営の推進に関すること。

(10) 留守家庭児童育成センター施設と学校施設の一体的な整備の推進に関すること。

3 青少年育成課

(1) 青少年育成課における予算経理及びその他庶務に関すること。

(2) 青少年問題の調査研究及び啓発に関すること。

(3) 青少年の健全育成の推進に関すること。

(4) 青少年関係団体の育成に関すること。

(5) 他都市との交流事業実施に関すること。

(6) 青少年活動指導者の育成に関すること。

(7) 二十歳の式典に関すること。

(8) 青少年育成推進本部事務局に関すること。

(9) 山東自然の家に関すること（指定管理者が行うものを除く。）。)

(10) 丹波少年自然の家に関すること。

(11) 青少年関係機関、団体との連絡調整及び協力に関すること。

(13) 学校給食費等徴収システムの環境維持及び管理に関すること。

(14) 学校給食献立作成アレルゲンシステムに関すること。

(学校支援部)

第13条 学校支援部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。

2 地域学校協働課

(1) 地域学校協働課における予算経理及びその他庶務に関すること。

(2) 地域学校協働活動の推進に関すること。

(3) 学校運営協議会制度に関すること。

(4) 家庭教育に関すること。

(5) P T Aに関すること。

(6) ユネスコ協会に関すること。

(7) 放課後事業に関すること。

(8) 放課後関連事業の一体的な推進に係る企画及び調整に関すること。

(9) 留守家庭児童育成センター事業と放課後事業の一体的な管理及び運営の推進に関すること。

(10) 留守家庭児童育成センター施設と学校施設の一体的な整備の推進に関すること。

3 青少年育成課

(1) 青少年育成課における予算経理及びその他庶務に関すること。

(2) 青少年問題の調査研究及び啓発に関すること。

(3) 青少年の健全育成の推進に関すること。

(4) 青少年関係団体の育成に関すること。

(5) 他都市との交流事業実施に関すること。

(6) 青少年活動指導者の育成に関すること。

(7) 二十歳の式典に関すること。

(8) 青少年育成推進本部事務局に関すること。

(9) 山東自然の家に関すること（指定管理者が行うものを除く。）。)

(10) 丹波少年自然の家に関すること。

(11) 青少年関係機関、団体との連絡調整及び協力に関すること。

4 学事課

- (1) 学事課における予算経理及びその他庶務に関する事。
- (2) 学級編制に関する事。
- (3) 児童生徒の就学、入学、進級、卒業等に関する事。
- (4) 義務教育諸学校の教科用図書は無償給与に関する事。
- (5) 授業料等の賦課徴収及び減額免除に関する事。
- (6) 就学奨励に関する事。
- (7) 奨学金の給付・貸付等に関する事。
- (8) 奨学基金の管理に関する事。
- (9) 教育事務等の委託及び受託に関する事。
- (10) 学校園徴収金及び学校園経由支給金の規程等に関する事。
- (11) 幼児の就園、入園、進級及び卒園等に関する事。
- (12) 保育料等の賦課徴収及び減額免除に関する事。
- (13) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に関する事（他課に属するものを除く。）。

5 学校改革課

- (1) 学校改革課における予算経理及びその他庶務に関する事。
- (2) 学校教育施策の総合的調整に関する事。
- (3) 学校教育の特定課題に係る総合的企画、調整及び教育関係調査に関する事。
- (4) 学校園の設置及び廃止に関する事。
- (5) 通学区域の設定及び調整に関する事。
- (6) 児童生徒数等の推計に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (7) 西宮市幼児教育・保育ビジョンに関する事。**
- (8) 小中一貫校化に向けた企画、調整及び整備に関する事（他課に属するものを除く。）。**
- (9) 幼稚園の跡地活用等に関する事。**
- (10) 通学路に関する事。**

(略)

4 学事課

- (1) 学事課における予算経理及びその他庶務に関する事。
- (2) 学級編制に関する事。
- (3) 児童生徒の就学、入学、進級、卒業等に関する事。
- (4) 義務教育諸学校の教科用図書は無償給与に関する事。
- (5) 授業料等の賦課徴収及び減額免除に関する事。
- (6) 就学奨励に関する事。
- (7) 奨学金の給付・貸付等に関する事。
- (8) 奨学基金の管理に関する事。
- (9) 教育事務等の委託及び受託に関する事。
- (10) 学校園徴収金及び学校園経由支給金の規程等に関する事。
- (11) 幼児の就園、入園、進級及び卒園等に関する事。
- (12) 保育料等の賦課徴収及び減額免除に関する事。
- (13) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に関する事（他課に属するものを除く。）。

5 学校改革課

- (1) 学校改革課における予算経理及びその他庶務に関する事。
- (2) 学校教育施策の総合的調整に関する事。
- (3) 学校教育の特定課題に係る総合的企画、調整及び教育関係調査に関する事。
- (4) 学校園の設置及び廃止に関する事。
- (5) 通学区域の設定及び調整に関する事。
- (6) 児童生徒数等の推計に関する事（他課に属するものを除く。）。
- 新設**
- (7) 小中一貫校化に向けた企画、調整及び整備に関する事（他課に属するものを除く。）。**
- (8) 幼稚園の跡地活用等に関する事。**
- (9) 通学路に関する事。**

(略)